

かながわ県民活動サポートセンターロッカーの利用に関する要領

1 趣旨

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、サポートセンターロッカー（以下「ロッカー」という。）の利用に関し、必要な事項を次のとおり定めます。

2 利用対象

ロッカーの利用は、自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動（以下「活動」という。）を行う団体を対象とします。

3 利用目的

ロッカーは、活動に必要な事務用品等を保管するものとして利用し、最大積載重量を超える収納、危険物や金品若しくは不潔な物品又は動植物の保管は認めません。

4 利用募集案内

利用の募集を行う場合は、その都度、募集要項を作成し、ボランティアサロン掲示板及びかながわ県民活動サポートセンターホームページ等により利用者に案内します。

5 利用の申し込み

- (1) 利用の申し込みをしようとする者は、募集要項に基づき神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第3号に定める利用申込書のほか、利用団体整理票（ただし、既に提出済みで内容に変更がない場合は提出省略可。）に申込者の住所等を記載した封筒1枚を添えて提出することとします。
- (2) ロッカーの利用は、1者につき、大・小いずれか1個とし、複数申込みは受け付けません。
また、申込手続後に異なる型のロッカーへ変更することも認めません。
- (3) ロッカーの応募状況については、募集締切日以降10日程度でボランティアサロンに掲示します。

6 抽選

申込数が募集個数を上回った場合は、公開で抽選を行います。なお、抽選の有無等については、応募状況の公表時に併せて掲示します。

7 利用の承認等

- (1) 利用の承認は、条例第4条各項を適用し、規則第5条第2号に定める利用承認書により、募集対象年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間を利用期間とし、年度途中からの利用については1か月単位で承認します。
また、利用を承認しない場合においては規則第5条の定めにより申込者へその旨を通知します。
- (2) ロッカーの不適正利用（他者への転貸等）や県民活動サポートセンターの秩序を乱すおそれがある活動等が発覚した場合は、条例第8条の規定に基づき、利用承認を取り消し、その旨を利用団体に通知します。

8 使用料の納付等

利用承認を受けた者は、条例第5条第1項及び第2項の定めによる使用料を別に定める期限内に納付後に、ロッカー利用カードの貸与を受けることとします。ロッカーの利用は、使用料を納付したもののについて、当該年度初日以降、ロッカー利用カードの提示によりできるものとし、既に納付された使用料の還付はしません。

また、不適正利用等の事由により利用承認を取り消された場合も、使用料の還付はしません。

9 原状復帰

利用責任者は、ロッカー内の保管物を利用承認期間内に撤去し、併せてロッカー利用カードを返却することとします。

利用承認期間内に撤去されない保管物については必要な処分を行います。

また、利用承認を受けた者がロッカーを棄損又はロッカーキーを紛失した場合、ロッカーキー紛失等届の提出とともに、その負担において原状復帰をすることとします。

10 その他

この要領に定めるもののほか、ロッカーの利用に関し必要な事項は、別に定めることとします。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 11 日から施行する。